

平成26～28年度 青梅市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために、道徳教育や障害への理解を深める教育の充実を図るとともに、家庭・学校・地域等が協働した心の教育を推進する。

また、真・善・美などの人間的な価値観を養うために、情操教育の推進を図る。

3 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習の機会を充実する。

4 郷土愛をはぐくむ教育の推進

児童・生徒が地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深めるために、青梅の文化や伝統にふれる機会や地域における交流活動を推進する。

5 地域に根ざした教育の充実

児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の一員としての自覚を高め、地域に貢献する人材を育成するために、身近な地域の自然や文化を教材として取り扱うことや地域人材の活用を図るとともに、関係施設や機関との連携を通して、地域に根ざした教育活動を充実する。

6 健全育成の推進

豊かな人間性と社会性を育成するために、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め、公共心をはぐくむことにより、健全育成を推進する。

7 いじめ、不登校問題への対応

いじめの根絶、不登校問題の解消に向けて、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をより一層推進し、早期発見、早期解決を図る。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

1 学力の向上

学力の実態把握に努め、学習指導の改善を図るとともに、わかる授業・魅力ある授業を通して、児童・生徒の学習意欲を高め、家庭学習の援助の手立てを工夫し、学力の向上を図る。さらに、コミュニケーション能力の育成や言語感覚の育成のため、言語力の向上を目指す。

2 個を伸ばす指導の充実

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力調査(国、東京

都)結果や授業評価の分析・考察をもとにした授業改善の推進を図る。

また、教科指導法の研究開発を一層進めるとともに、少人数指導や総合的な学習の時間などの学習を工夫・改善し、個を伸ばす指導の充実を図る。

3 健康・体力づくりの推進

児童・生徒一人一人が豊かな個性を發揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむ。そのために、食育リーダーを活用した食に関する指導の充実や体力テストの結果の活用を図り、家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進する。

また、運動部活動の振興に向けた支援の充実を図る。

4 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進を図るために、外国人英語指導助手を活用し、小学校における外国語活動および中学校での英語教育を充実する。

5 情報教育の推進

児童・生徒の情報選択・情報活用能力等を育成し、確かな学力の向上を図るために、各教科や特別活動、総合的な学習の時間の学習活動などにおいて、積極的に I C T 環境等の活用を図る。

※ (I C T : Information and Communication Technology 【情報コミュニケーション技術、情報通信技術】)

6 キャリア教育の充実

望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

7 特別支援教育の円滑な実施

障害のある児童・生徒に対する教育的な支援を円滑に実施するために、特別支援教育の理解・啓発に努める。また、「青梅市特別支援教育実施

計画第三次計画（平成24～28年度）」にもとづいて、特別支援学級の整備を検討するとともに、専門家による巡回・訪問相談や小・中学校の校内体制の充実、個別指導計画の活用、副籍制度等による交流活動の取組などの充実を図る。

8 教育相談体制の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、派遣相談の充実を図る。また、適応指導教室「ふれあい学級」の指導内容の一層の充実や、スクールカウンセラーや等を活用した学校支援体制および相談環境の充実を図る。

特別支援教育の推進に向けて、相談から支援までが一体となったシステムの構築を目指す。

9 小・中学校一貫教育の推進

小・中学校が青梅の良さや各中学校区の特色を生かした取組を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す。そのために、各中学校区における目指す児童・生徒像を設定し、9年間の義務教育を見通した学習指導および健全育成の充実を図る小・中学校一貫教育を推進する。

10 小規模特別認定校制度導入に伴う教育の推進

児童・生徒数の減少により、集団学習が困難となるおそれのある小規模な小・中学校に対する小規模特別認定校制度の継続により、児童・生徒数の確保を図るとともに、学校の特色や地域の特性を生かした安定的な教育を推進する。

【基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実】

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「第五次青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

1 生涯学習の推進

市民が自発的な意思をもって、主体的に学習することを支援するためには、「第五次青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、家庭、学校、地域および関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に推進する。

2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るために、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供、施設の整備・活用および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

また、市民の学習要望に対応するため、各種講座・教室を効率的、効果的に実施する。

3 青少年の体験活動の充実

青少年の自立を支援し、地域との交流などを図るために、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会の充実に努める。

また、多様な体験活動を通して、集団的活動における協調性やリーダー性等を養う。

4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図る。

家庭の教育力の向上を図るために、家庭、学校および地域の連携・協力を推進するとともに、講演会を開催するなどして家庭教育への支援に努める。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進する。

5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域と連携し、体験・交流活動の環境づくりを推進する。

6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効活用など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

7 社会教育施設の環境整備

生涯学習事業の一層の推進・充実を図るために、社会教育施設の環境整備に努めるとともに、社会教育施設のあり方について検討する。

【基本方針4 文化・芸術の振興】

市民が生涯を通じて、文化・芸術に親しむ機会の充実が求められている。

そのために、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動への支援に努める。

1 文化財の保護・普及

長い歴史の中で培われてきた貴重な有形・無形の文化財を保護するとともに、市民への普及活動に努め、郷土に対する意識をはぐくむ。

2 芸術活動の振興

市民が優れた文化や芸術に触れる機会を充実させる。また、多岐にわたる芸術に関する学習および創作活動を支援し、芸術活動の振興を図る。

3 文化施設の環境整備

市民が芸術の鑑賞、学習できる場の充実を図るため、文化施設が連携するとともに、計画的に施設の整備に努める。

4 読書活動の推進

市民が自主的に調べ学ぶことができる環境を提供するために、図書等資料の継続的な整備を行うとともに、「青梅市子ども読書活動推進計画」を推進するほか、図書館事業の充実、図書館ボランティアとの協働などに努める。

また、図書館管理運営体制の見直しなど、今後の青梅市図書館のあり方を検討する。

【基本方針 5「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進】

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進プラン」にもとづく施策を実施する。

2 開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、積極的な教育活動の公開や市民の学校行事等への参加の拡大を図るとともに、学校運営連絡協議会や保護者、地域住民等による学校関係者評価の実施や、学校評価の結果を公表することなどにより「開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

教育活動の充実および活性化を図るために、家庭・学校・地域が一体となって、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、通学路の安全確保対策を推進していく。

また、児童・生徒の心身の健康を保持・増進するため、学校保健の充実を図る。

5 学校給食の充実

安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、栄養教諭と連携して食育の推進を図る。また、効率的な業務運営を図り、調理場施設・設備の計画的な整備を図る。

さらに、給食費の未納対策についても各学校と連携し推進していく。

6 学校経営の充実

年間を通した学校評価システムの効果的な運用を推進し、学校経営の改善・充実を図る。また、校長、副校長、主幹教諭を中心とした組織的な運営体制の充実を図り、校内の各分掌組織を効果的に活用し、自主的・自律的な学校経営を推進する。

7 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援およびライフステージに応じた教員研修等の充実を図る。

8 教職員の服務規律の確保

教職員による体罰等の服務事故の防止を徹底するために、研修などを通して、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を高め、学校教育に対する信頼の確保に努める。

9 学校施設の安全対策等の推進

児童・生徒の安全確保と市民の避難所・避難場所としての役割を果たすために、耐震改修年次計画を推進するとともに、非構造部材の耐震対策および施設の老朽化対策等により教育環境の整備を図る。

10 教育委員会の機能の充実

開かれた教育行政を推進するため、取組内容や結果について、速やかで積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や要望に耳を傾け、家庭・学校・地域との一層の連携を深めながら、主体的な活動とともに機能の充実を図る。

11 スポーツに関する市長部局との連携

スポーツに関して、市長部局との協議・連携の場を通して情報交換等を行いながら、教育委員会における体育の充実を図る。

教育目標	平成 13 年 1 月 4 日	青梅市教育委員会決定
教育目標一部改訂	平成 17 年 2 月 3 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 18 年 1 月 12 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 19 年 1 月 11 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 20 年 2 月 21 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 21 年 2 月 2 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 22 年 2 月 4 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 23 年 2 月 3 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 24 年 2 月 2 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 25 年 2 月 14 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 26 年 2 月 6 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 27 年 2 月 5 日	青梅市教育委員会決定